

敷地外駐車場の設置要件・必要書類

1 敷地外駐車場の設置要件

- ① 建築敷地と敷地外駐車場の距離が概ね 200m 以内であること。
- ② 原則、必要附置台数の割合の半分を上限として、駐車場の一部を敷地外に設置することができる。
- ③ 附置義務台数の駐車場が確保できていることが確認できる書類の提出をすること。
事前協議時：敷地外駐車場予定地の明示及び契約する旨の覚書
建物供用開始まで：5 年以上の契約期間のわかる賃貸契約書
ただし、更新形態は自動更新とすること。
上記以外で同一所有地を敷地外駐車場とする場合は、謄本等で同一所有が確認できる書類及び敷地外駐車場とする旨の覚書

2 手続きの流れ

- ① 交通安全課に事前協議書を提出。※開発事前協議より前に行って頂く必要があります。
- ② 交通安全課内で協議の上、結果通知。
- ③ 開発事前協議書(道路安全室用分のみ)に受付印押印済の協議書副本の写しを添付。
(副本表紙のコピー)

【必要書類】

- ・敷地外駐車場協議申請書 (③)
- ・平面図等の建築物に関する計画図
- ・建築敷地と敷地外駐車場との位置関係を示す見取り図
- ・敷地外の承認基準を満足していることが確認できる書類（契約書、覚書等）※1
- ・自己所有地を敷地外駐車場として使用することが確認できる書類（覚書、登記簿謄本）

※1 契約書及び覚書のチェックポイント

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 署名・押印 | ： 借主・貸主双方あるか。 |
| 住所 | ： 事前協議書記載の見取り図と住所表記が一致しているか。 |
| 契約期間 | ： 使用開始予定時期の明記はあるか。5 年以上の期間を満たすか。 |
| 更新形態 | ： 契約期間満了後も自動更新とする文言はあるか。 |
| 契約形態 | ： チケットの購入は不可。 |
| 契約台数 | ： 必要附置台数の割合の半分を上限としているか。 |

なお、駐車施設が未定であり、建築物の供用開始日時も未定の場合、誓約書とすることを可とし、借用予定の駐車施設を記載の上、提出すること。